

国土交通省告示第1224号

道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）を実施するため、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示を次のように定める。

平成21年11月20日

国土交通大臣 前原 誠司

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響の大きい事故の速報に関する告示

- 1 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）特定第2種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、その使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたときその他当該事故の社会的大きいと認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、その事故の概要を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速やかに速報するよう努めなければならない。
- 2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の規定による速報を受けた場合は、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

附則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。